

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

九十九里町は、九十九里浜のほぼ中央に位置し、太平洋に面していることから黒潮がもたらす温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古くから農漁業や地場産業である水産加工業を中心に発展してきた。さらに、東京都心から60キロメートル圏に位置し、東金九十九里有料道路等を軸とした交通アクセスにも優れ、海水浴を中心とする観光業にも力を入れてきた。

また、本町の産業構造としては、卸売業・小売業の割合が比較的高く、次いで地場産業である水産加工業を主とする製造業の割合が高い状況にある。しかしながら、これら本町の多くの企業や事業所は個人資本であるためその経済基盤が不安定なことから未だ設備等の更新が進んでいない状態にある。

加えて、人口の年齢構成については全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。出生数の減少、死亡数の増加による自然減少が増加する傾向が継続している中、社会動態は近年常に転出超過の傾向が続いている。特に進学・就職期の15～19歳から20～24歳になるときに転出超過のピークを迎え、生産年齢人口の流出が加速的に進み、中小企業者においても生産額の減少と担い手の高齢化が進んでいる現状である。また、地場産業である水産加工業等の中小企業者も、販路の縮小や商品開発力の低下により低迷が続いており、町内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は依然として厳しさを増しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況の中、町内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業所にしていくことは、喫緊の課題である。そこで、九十九里町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

九十九里町では、第5次九十九里町総合計画後期基本計画において、商工業振興に向け、商工会による経営指導などを通して経営の安定化を支援するとしている。よって、認定支援機関でもある商工会との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、町内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年3件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

九十九里町では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

九十九里町の産業は、卸売業、小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が九十九里町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されたもののみ対象とし、雑種地、山林、田畑及びその他の遊休地等に自立して設置するものは対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

九十九里町の産業は、町の中心部、片貝漁港周辺部、海岸沿岸部一帯等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、九十九里町全域とする。

(2) 対象業種・事業

九十九里町の産業は、卸売業、小売業、水産加工業を主とした製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種・事業が九十九里町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は、対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。